環境省事業によるツキノワグマに対する県の対応

1 当県の課題と対応

- ・ 既に定着しているクマへの対策と、クマが来ても定着させない対策の両立
- → 県や市町村が住民と協働して生息環境管理を行う体制を構築し、効果的な事例の蓄積、マニュアル化等により、他地域に波及させることを目指す。
- ・ 県内でクマを専門的に捕獲できる人材はおらず、捕獲は全て罠で実施している
 - → クマの生態に通じ、緩衝地帯(林内)で 効果的・効率的に罠で捕獲できる人材の確保・育成を 目指す。

2 環境省の指定管理鳥獣対策事業交付金を活用した各種対策

- (1) 令和6年度
 - (ア) ツキノワグマ生息状況等推定調査業務
 - ・ 仙台市及び栗原市の緩衝地帯(林内)において、カメラトラップ調査、ドローン調査をも とに出没ルートの推定を実施
 - 調査箇所における数頭のツキノワグマの生息確認と移動経路の推定がされた。
 - (イ) ツキノワグマ出没抑制対策実証試験業務
 - ・ 仙台市及び栗原市において、集落住民へのクマに関する説明会や集落点検を実施し、合意 形成の上で出没抑制対策(刈払・誘引物除去)、効果検証と結果報告会を実施。
 - 誘因木の除去を実施。
 - (ウ) 認定鳥獣捕獲等事業者育成(ツキノワグマ)業務
 - ・ ツキノワグマの捕獲を行う専門人材育成に向けた、座学・箱わなによる現地講習等を通じた捕獲技術研修を実施(計31名が参加)。

(2) 令和7年度事業

メニュー名	県の事業内容
① 計画策定·調査等事業	奥山・緩衝地帯において、クマの個体数や移動経路、痕跡等を調査するもの。
② 出没防止対策事業	クマを誘引する放任果樹の除去や藪の刈払い等の実証試験を行い、地域住民説明会への情報発信を通じて、対策の普及を図るもの。
③ クマ類の保護・管理に係る 専門人材の育成	クマの捕獲を行う専門人材の育成を目的とした各種講習及び捕獲 に係る現地研修を実施するもの。
④ 捕獲等事業	被害の未然防止に向けた捕獲を行うもの。